

千代田町立千代田中学校 部活動方針

令和3年5月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部 12部、文化部 2部を設け、それぞれ顧問教師 1名以上、生徒に部長、副部長各1名をおく。

【運動部】

野球部、バスケットボール部（男子）、バスケットボール部（女子）、バドミントン部（男子）、バドミントン部（女子）、テニス部（男子）、テニス部（女子）、陸上部（男女）、サッカーチーム、剣道部（男女）、バレーボール部（女子）、水泳部（男女）

【文化部】

吹奏楽部（男女）、美術部（男女）

(2) 活動日及び活動時間について

①適当たりの休養日の設定

- ・週 2 日以上（平日に 1 日と土・日曜日のいずれか 1 日）の休養日を設定する。
- ・定期考查 3 日前より、休養日とする。

※なお、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に連続して活動する必要がある場合は、大会等の翌日や翌週のできる限り早いうちに代替休養日を確保する。

②長期休業中の休養日の設定

- ・長期休業の意義を考慮し、さらに生徒にとっても教員にとっても私的な時間を確保できるよう、土・日曜日は休養日とする。なお、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に連続して活動する必要がある場合は、大会等の翌日や翌週のできる限り早いうちに代替休養日を確保する。
- ・夏季休業中および冬季休業中の閉学期間については、原則休養日とし、生徒が家族や地域で過ごす時間を確保する。

③活動時間

- ・下校時刻までの活動とする。
- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では 2 時間程度で活動を終えることとする。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3 時間程度で活動を終えることとする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の安全面・健康管理に十分配慮して、活動中に休養時間を適切に設定する。

	4/1 ～ 4/30	5/1 ～ 5/31	6/1 ～ 8/31/	9/1 ～ 9/14	9/15 ～ 9/30	10/1 ～ 10/14	10/15 ～ 10/31	11/1 ～ 12/31	1/1 ～ 1/31	2/1 ～ 2/14	2/15 ～ 2/28	3/1 ～ 3/14	3/15 ～ 3/31
下校時刻	18:00	18:00	18:00	17:50	17:30	17:10	16:50	16:35	16:50	17:10	17:25	17:35	17:50

※男子の完全下校時刻は、これより 5 分後とする。

※ 9 月は新人大会が終了するまで 17:50 まで延長できる。

④朝練習

- ・始業前の朝練習は原則行わない。
但し、中学校体育連盟主催や吹奏楽連盟主催の大会前に練習時間が十分とれない場合に限り、校長の承認を経て顧問の管理下で希望者のみの実施を認める。

3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において保護者会費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。

4 部活動への入部・退部

(1) 入部について

- 担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。
- 2, 3 年生で部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。
- ①担任から入部（継続）届を受け取る。
 - ②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
 - ③保護者印、担任印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。
- 1 年生で部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。
- ①部活動説明会を聞く。
 - ②体験入部（仮入部）をする。
 - ③担任から入部届を受け取る。
 - ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
 - ⑤保護者印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

(2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者に承諾の上、承諾印をもらい、顧問に提出する。

5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 部活動指導員・外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、部活動指導員や外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動のあり方検討について

活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらい、改善を図る。